

## 障がい児（者）への歯科口腔保健等の取り組み状況

### 1 趣旨等

現在、障がい児や障がいのある方等（以下「障がい児等」）の歯科治療は、一部の歯科診療所、病院歯科及び県歯科医師会口腔保健センターや市民病院等で行われている。

歯科医療従事者等に対し、障がいの種類や特性等に関する理解の促進等を図り、障がい児等の地域での自立した生活を支援する歯科診療の環境づくりに取り組む。

### 2 主な取り組み

#### （1）歯つぴ一事業

障がい児等を対象に、フッ化物塗布や口腔衛生指導等を実施

#### （2）障がい児歯科相談

児童発達支援サービスを利用中の児童を対象に、歯科相談を実施

（各区管内の児童発達支援サービスを実施している保育園で実施）

#### （3）研修会の開催

障がい児等の地域での自立した生活を支援する歯科診療環境づくりに向け、

歯科医療従事者等を対象とした研修会を開催

##### ※ 開催状況等

発達障がいや自閉症等の障がいの理解を深める目的で開催

日 時：平成26年3月6日

参加者：歯科医師、歯科衛生士、8020推進員等 77名

#### （4）障がい児（者）歯科診療協力医リストの作成

- 市歯科医師会が、会員に対して障がい児（者）の歯科診療の実施の有無についてアンケート調査を実施。
- 44施設において障がい者の歯科治療が実施できると回答。
- 障がい児（者）の治療ができる「歯科診療協力医一覧表」（別紙）を配布用チラシにするなど、障がい者が受診できる歯科医療機関の周知を検討する。